

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
J1-610	測量機器

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
J1-610	全	測量機器

<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
L2-21100	基礎くい等(くい)	
J1-111	巻き尺(巻き尺)	

<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	

<b>この分類に含まれる物品</b>		
測量用函尺	測量用レベル計	水平器
水準器	傾斜計	測量用ターゲット
測量用ポール	下げ振り	箱尺
レーザー墨出し機		

**定義**

基準点測量用の器械及び、水平、垂直、傾斜を計測する機器を分類する。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**  
トランシット及び経緯儀はJ1-611。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**  
測量機の部品付属品はここに分類する。

<b>過去に分類した物品の名称</b>		